茨城県立農業大学校履修規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「施行規則」という。)に基づき、茨城県立農業大学校(以下「大学校」という。)の学科及び研究科における教育課程の履修及び成績の評定に関する事項を定める。

(学習科目及び履修単位数)

第2条 施行規則第11条の規定に基づき、学校長が別に定める。各年次ごとの学習科目及び履修単位数は、別表のとおりとする。

(単位基準)

- 第3条 単位の基準は次のとおりとする。
 - (1) 1単位時間は、45分とする。
 - (2) 講義は、15単位時間をもって1単位とする。
 - (3) 実験及び演習は、30単位時間をもって1単位とする。
 - (4) 実習及び実技は、45単位時間をもって1単位とする。

(授業計画)

第4条 学校長は、学科及び研究科の年間授業計画を年度当初に策定するものとする。ただし、実施に当たっては部長が授業計画を変更することができる。

(授業時間)

第5条 授業時間は、次の時限表のとおりとする。

	農業部	園芸部
第1時限	$8:50 \sim 10:20$	8:50 ~ 10:20
第2時限	10:30 ~ 12:00	10:30 ~ 12:00
第3時限	$13:20 \sim 14:50$	$13:00 \sim 14:30$
第4時限	$15:00 \sim 16:30$	14:40 ~ 16:10

(出席簿)

第6条 部長は、授業科目ごとに出席簿(様式第1号)を作成しなければならない。

(学級委員)

第7条 学生は、学科別コース別年次別にそれぞれ正副学級委員を選出し、学校との連絡にあたるものとする。ただし、研究科は年次別とする。

(履修届)

第8条 学生は、選択科目を履修する場合、学年又は学期の始めに履修届(様式第2号)を教務担当に 提出しなければならない。

(受験資格)

- 第9条 学習科目の試験を受けようとする者は、次の各号に定める出席要件を満たさなければならない。ただし、特別の理由により受験資格を得ようとする者は、教務会議の承認を得なければならない。
 - (1) 講義は、授業時間数の4分の3以上
 - (2) 実験, 実習, 演習及び実技は, 各授業時間数の5分の4以上

(授業の欠席)

第10条 授業を欠席しようとするとき、又は欠席したときは、欠席届(様式第3号)を部長に提出しなければならない。この場合において、病気等により7日以上欠席するとき、又は欠席したときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(授業の公欠)

第 11 条 欠席届が提出され、欠席理由が次の各号のいずれかに該当し、学校長が認めた場合は、公 欠とし授業に出席したものとして取り扱う。ただし、学習科目の出席時間の4分の1以内とする。

(1) 忌引き

死亡した者	日 数
配偶者	10日以内
子	5日以内
父 母	7日以内
祖父母	3日以内
兄弟姉妹	3日以内
伯叔父母	1日以内

- (2) 実習,実験等による傷病の場合は、その後の療養に必要な期間とする。この場合、医師の診断書を併せて提出するものとする。
- (3) 就農又は就職活動等の進路に係る活動を行う場合は、1科目4単位時間以内とし、年間16単位時間を限度として認めるものとする。
- (4) その他、学校長が特に認めた場合

(成績の評定)

- 第12条 成績の評定は、優、良、可及び不可の4段階とし、可以上を合格とする。
- 2 成績の評定方法は、学習科目の試験を実施し、次の点数によるものとする。ただし、試験に代えてレポートによっても評定することができる。

100点~80点 優

79点~60点 良

59点~50点 可

49点以下 不可

- 3 前項の合否の結果は、試験結果(様式第4号)により、大学校所定の掲示場所に掲示する。
- 4 各学生の成績の評定を指標化し、成績の分析状況等を把握する。

(追試験)

- 第 13 条 病気、その他やむを得ない事情により定められた期日に受験できなかった者に対しては、 各科目1回に限り追試験を認めるものとする。
- 2 追試験を受けようとする者は、追試験願(様式第 5 号)を部長に提出しなければならない。部長は 追試験願を受理したときは、部の教務会議において追試験実施の可否並びに試験実施の期日及び場 所を決定し、追試験の通知(様式第 6 号)により本人に通知するものとする。

(再試験)

- 第14条 試験の結果、合格点に達しなかった者に対しては、再試験を認めるものとする。
- 2 再試験を受けようとする者は、再試験願(様式第7号)を部長に提出しなければならない。
- 3 部長は再試験願を受理したときは、部の教務会議において試験実施の期日及び場所を決定し、再試験の通知(様式第8号)により本人に通知するものとする。
- 4 再試験は1科目1回とする。ただし、部長が必要と認めた場合はその限りではない。

(大学等で履修した単位の認定)

- 第 15 条 大学, 短期大学等で履修した科目のうち, 単位認定を希望するときは, 履修したことを証明する書類を添付し, 既履修単位認定申請書(様式第 9 号)を学校長に提出しなければならない。
- 2 単位の認定は、教務会議の議を経て、学校長が認定するものとする。
- 3 認定する単位は教養科目とし、12単位を超えない範囲とする。
- 4 認定した科目の評定は「認定」とし、学籍簿に記入し保管するものとするとともに、学生に既履修単位認定通知書(様式第10号)を送付するものとする。

(その他)

第16条 その他必要な事項は、学校長が別に定める。

付 則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規定は、令和元年9月19日から施行する。